

## 第7章

# 計画の推進体制と進行管理

---

第1節 計画の推進体制

第2節 計画の進行管理

---

## 第1節 計画の推進体制

本計画に掲げた温室効果ガスの削減目標を達成するためには、市民・事業者・市の各主体が自主的に対策を推進するとともに、それぞれの役割を踏まえ、各主体が温暖化対策に関する情報を共有し、温暖化問題に対する理解を深め、協働して取り組むことが効果的であることから、以下の組織等を活用して推進します。

### 1 地球温暖化対策を推進する組織の形成

地球温暖化問題の解決のためには、各主体が共通の認識を持ち、協働して取組を推進することが重要なことから、市民・事業者・行政のネットワークによる地球温暖化対策を推進するための市民組織の形成を目指します。

### 2 国、他の自治体との連携・協力

地球温暖化防止のための対策は、すべての地域や各主体に関わることから、国・県・他市町村といった様々な機関と連携・協力します。

### 3 庁内の推進体制

本市では、本計画に基づき、本市における地球温暖化対策を体系的・計画的に推進していくため、庁内の各部局で構成する庁内の計画推進組織を通じて、各部局等の地球温暖化対策に関連する事業・施策の実施状況の把握や情報交換を行うなど、全庁的な取組を推進します。

### 4 地球温暖化防止活動推進員、地球温暖化防止活動推進センターとの連携

本市は、地球温暖化対策推進法に基づく地球温暖化防止活動推進員や地球温暖化防止活動推進センターと連携し、市民・事業者に対する普及啓発を始めとする地球温暖化対策を推進します。

## 第2節 計画の進行管理

### 1 温室効果ガス排出量の把握

本計画における市内温室効果ガスの排出量の削減目標を達成するためには、計画策定後の温室効果ガスの排出状況を把握する必要があります。

このため、各種統計資料のデータ等をもとに市内温室効果ガスの排出量を推計する簡易算定システムにより、必要に応じ市域内から排出される温室効果ガス排出量を把握します。

### 2 進行管理

市域における地球温暖化対策の実施状況を毎年度把握するとともに、温室効果ガス総排出量については必要に応じ把握に努めるものとし、これらの取組を点検評価します。さらに、その結果を「環境状況報告書（宇都宮の環境）」や本市のホームページなどを利用し公表します。

また、本計画に基づく地球温暖化対策の進捗状況について環境審議会から意見をいただきます。

### 3 計画の見直し

本計画は、今後の温室効果ガスの排出状況の推移、地球温暖化に関する各種施策の実施状況、国内外の動向等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。



